

国立高度専門医療研究センター機能の強化

国の医療政策と一体となって
我が国の医療を牽引、世界の保健医療の向上に貢献

◆医療政策を牽引

- 臨床研究の推進
- 医療の均てん化
- 政策提言

◆連携強化

- 独法のメリットを有効活用し、国内外の関係機関と連携を強化

非公務員型独法化し、迅速な成果の達成を目指す

優秀な人材の獲得

- ・世界トップクラスの海外流出した研究者の獲得や外国人研究者の幹部登用が可能
- ・より優秀な医師の確保が可能

現状の問題点

→国家公務員法・給与法等により外国人幹部の登用や給与体系に制限

研究等の資金ルートの拡大

- ・産業界等からの寄付金の受入が可能

現状の問題点

→昭和23年の閣議決定により外部資金の受入の抑制

研究成果の実用化の推進

- ・産業界等との人材交流による研究体制の強化
- ・企業等参加によるベンチャー企業の立ち上げが可能

現状の問題点

→国家公務員法により産業界等との人材の交流に制限

臨床研究・高度医療への柔軟・迅速な対応

- ・自由度の高い取組が可能となり柔軟・迅速な対応を実施

現状の問題点

→厚生労働省の施設等機関であるため本省の関与等階層的な対応

国立施設としての制約

独法化後に目指す方向と主な課題

目指す方向

○ 我が国においては、世界に例を見ない、急速な少子高齢化が進行しており、国民本位の総合的かつ戦略的な医療政策の展開が求められている。

○ こうした中で、国がその責務を効果的、効率的に果たせるよう、国立高度専門医療研究センターには、高度先駆的医療の開発やその普及等により、我が国の研究、医療水準を向上させ、国際保健の向上に寄与することで、医療政策を牽引していく拠点となることが求められている。

○ このため、国立高度専門医療研究センターは、国内外の機関と連携し、持てる資源の選択と集中を図り、国の医療政策と一体となって、研究・開発及び人材育成に関して、国際水準の成果を継続して生み出していくべきである。

主な課題

I 安定的な財政基盤の確保

1. 財務基盤の安定強化を図るための「長期債務の処理」
2. 研究開発型独法として安定的・継続的経営のため「運営費交付金等の確保」

II 適切・安定的な運営体制の確立

1. 研究開発型独法として適切な運営に取り組むための「中期目標・計画の策定」
2. 安定的な運営に向けた経営企画部門の強化を目指す「運営組織の再構築」

III 研究・診療機能の充実強化

1. 基礎研究から臨床への実用化等臨床研究の推進のための「研究体制の充実強化」
2. 研究機能の強化と連動した先駆的医療等の提供のための「診療体制の充実強化」